

歴史まちづくりに関する主な支援措置

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景が補助対象

重点区域

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

- コアとなる国指定文化財等
- 歴史的風致形成建造物

⑥全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

⑦高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

- 国指定等文化財を核として、創意工夫に富んだ活用を図る高付加価値なコンテンツの造成を支援
- 観光拠点の核となる文化財の高付加価値化改修・活用整備・美観向上等を支援
- 補助率5%加算

⑧日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業

- 文化財の魅力向上につながる一体的な整備を行う
- 補助率5%加算

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置

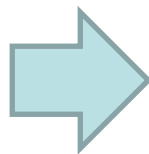
- 住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等、住環境の整備改善を行う地方公共団体等を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、復原が支援対象を追加(国費率:市町村等1/2、民間事業者等1/3(間接補助))
※10年以上の一般公開を行うことが条件となる。

広島県竹原市においては、江戸末期に建てられた酒蔵を歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理を実施した。

※酒蔵は竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区(重伝建)に隣接



修理前



修理後

②社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)による支援

- 地域の歴史・文化遺産を保全・活用したまちづくりを推進するため、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援。
- 歴史的風致維持向上計画の認定都市では、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを支援対象に追加(国費率:1/2)

石川県金沢市においては、石川門の保存修理、河北門と橋爪門の復原により、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している。

また、令和2年7月に黒い海鼠漆喰が特徴の鼠多門・鼠多門橋が復原整備された。



金沢城公園



令和2年7月に復原された鼠多門・鼠多門橋

③社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)による支援

○地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援

○歴史的風致維持向上計画の認定都市では、一定の要件を満たす場合において、土塁・堀跡の整備等を支援対象に追加するとともに、国費率の上限を40%から45%に嵩上げ。

秋田県大館市においては、天然記念物「秋田犬」を守り育てる歴史的風致を核に、駅前の「秋田犬の里」「ハチ公広場」を拠点として歴史資源を巡るまち歩きを推進を図っている。



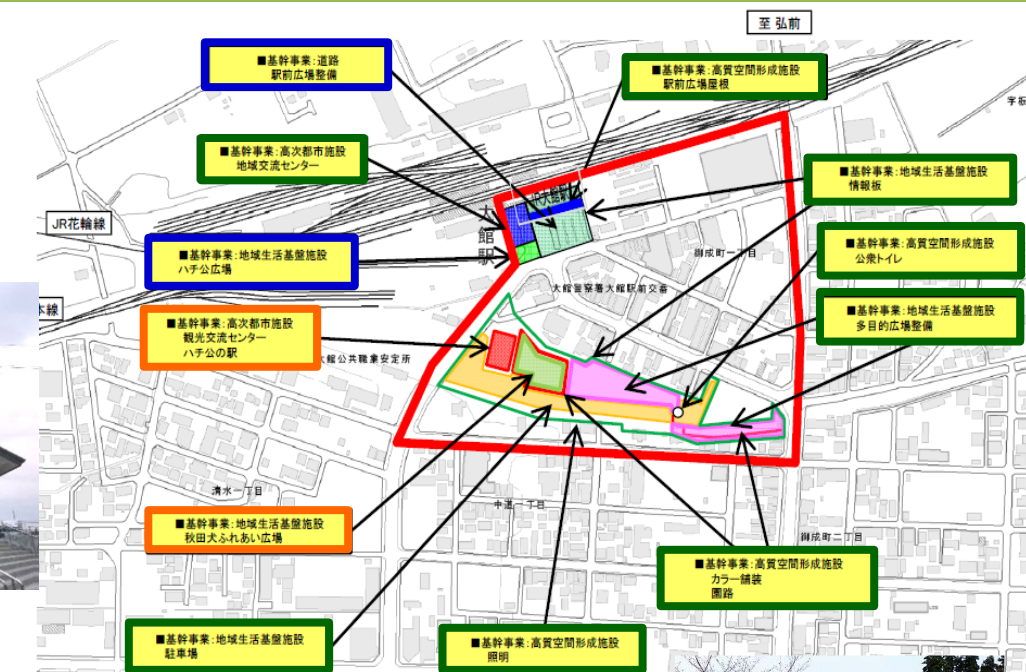
【ハチ公広場】イメージ



【秋田犬の里】



【秋田犬の里】イメージ



【秋田犬の里】イメージ



【照明整備】



【カラー舗装(園路)の整備】



【駅前広場屋根の整備】



【情報板の整備】



【公衆トイレの整備】



【多目的広場の整備】

④景観改善推進事業による支援

目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費*
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費*
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。

【補助率】

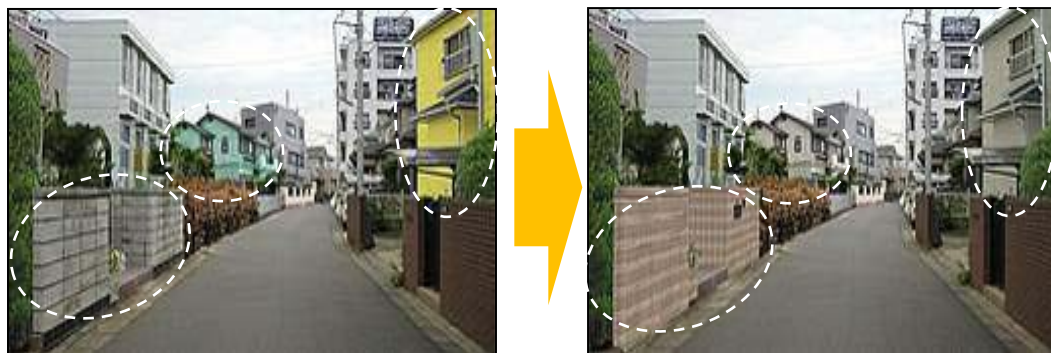
- | | | |
|-----------|--------------------|-------|
| 上記(1)、(2) | 事業主体がa.かつb.に該当する場合 | 1 / 2 |
| | 事業主体がa.に該当する場合 | 1 / 3 |
| 上記(3) | 事業主体がa.に該当する場合 | 1 / 3 |

【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

※景観に関連のある計画等

- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ・景観法に基づく景観計画



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）

⑤歴史的観光資源高質化支援事業による支援

○歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を実施し、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる。

歴史的観光資源高質化支援事業

◇補助内容

歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却、伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景

◇補助事業者： 地方公共団体、観光地域づくり法人、民間事業者等

◇補助率： 1／3

※歴史的風致維持向上計画認定都市かつ訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村



歴史的なまちなみを阻害する建築物の外観を美装化



歴史的建造物への視線を遮る景観阻害物件を除却

【美装化・除却（イメージ）】

⑥⑦文化財を活用した文化観光の推進による地方創生

- 国宝・特別史跡などの国指定等文化財について、文化財の本質的な魅力を引き出し、創意工夫に富んだ活用（特別な歴史体験、夜間活用、ユニークベニュー等）を図り、インバウンドの旺盛な知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツ造成を実施し、活用から保存への再投資を促進する。
- 国指定等文化財の魅力向上につながる高付加価値化改修、美観向上整備、活用環境強化を支援することで、建造物自体の魅力向上、美術工芸品の公開活用、観光客の滞在快適性向上を図る。

支援内容

◇補助内容

①全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

文化財を高付加価値化して活用するためのコンテンツ造成を支援

②高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

- ・文化財の高付加価値化改修：高付加価値化された宿泊・飲食・集客施設として活用するため、計画の策定から改修工事までを支援
- ・文化財の美観向上整備、活用環境強化：外観等の美装化、内装等の活用整備、鑑賞環境の整備を支援

◇補助事業者：地方公共団体、協議会、所有者等

◇補助率：1/2（条件に応じ2/3を上限）

※歴史的風致維持向上計画認定都市は補助率5%加算

※観光庁が指定する特定観光地等において実施されるもの

事業の詳細はこちら （文化庁HP）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/94031401.html

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/kankojujitsu/index.html>

【事業イメージ】



絵図に基づいた大名行列



史跡のユニークベニュー活用



建造物の美観向上

⑧日本遺産等の整備・高度化による文化観光充実事業

事業目的・背景・課題

- 日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、訪日旅行者に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のために極めて重要。
- 一方、訪日旅行者の受入体制の整備が十分ではなく、各地域が有する固有の文化的な魅力を十分に伝えられない状況。
- このため、日本遺産等の訪日旅行者が多く見込まれる地域において、文化財の魅力向上につながる一体的な整備等を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

事業内容

- ① **活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）**
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財や世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の構成要素のガイダンス施設、便益施設（トイレ・休憩所等）、案内・解説設備等の整備
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財等の歴史的建築物の活用促進整備（宿泊施設や体験施設等への改修・撤去）、拠点施設の機能強化
 - ・ 日本遺産ストーリーの体験の磨き上げ（Web・映像資料の作成及び多言語化等）
- ② **構成文化財魅力向上事業（日本遺産）**
 - ・ 日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財である建造物や美術工芸品（風俗慣習や民俗芸能・技術等に用いられる物品を含む。）、遺跡、景観地を対象に、その外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を実施
 - ※ ①、②ともに「高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業費」及び「国宝重要文化財等保存・活用事業費」に係るものを除く。

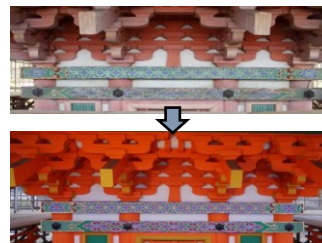
事業イメージ



休憩所兼トイレの整備



拠点施設における機能強化



彩色の剥離・剥落した部分の補筆、漆塗部分の漆がけ



ストーリーの解説のための多言語Webページの整備

事業スキーム

- ・ **事業形態：**直接補助事業（補助率 1/2（事業者の財政状況等により最大2/3まで嵩上げ））
※歴史的風致維持向上計画等を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合、補助率5%加算
- ・ **補助対象：**①地方公共団体、協議会等、DMO等 ②日本遺産（候補地域を含む）の構成文化財の所有者等
- ・ **事業期間：**令和元年度～